①アカウント型ギフト券のアカウント 停止と不当利得返還義務(消極)

前田竣

片岡総合法律事務所 弁護士

東京地裁平30・3・9 平成28 (ワ) 38586号 不当利得返還請求事件 判タ1466号198頁

●――事案の概要

Y(被告)は、電子商取引を目的としてイ ンターネット上で運営されているウェブサイ ト(以下「本件サイト」という)における売 買代金等の決済に利用できる前払式支払手段 (以下「本件ギフト券」という) の発行者で ある。X(原告)は、本件サイトを利用する ためのアカウントを14個開設しており(以 下「本件各アカウント」という)、平成28年 6月14日から同月23日までの間に、訴外Zか ら合計234万円相当の本件ギフト券を購入し、 221万7400円の限度で当該購入した本件ギフ ト券を本件各アカウントに登録した。平成 28年6月23日、Xによる本件各アカウントの 利用態様が本件サイトの利用規約(判決文中 では「本件規約」とされているが、本件ギフ ト券に係る規約との区別を明確化するため、 平文中においては以下「本件サイト規約」と いう) に違反することを理由に本件各アカウ ントの利用停止措置(以下「本件停止措置」 という)が講じられた。これを受け、Xは、 本件停止措置の実行時に、本件各アカウント に登録されていた本件ギフト券の残高169万 6710円(以下「本件アカウント残高」という) を、本件サイトでの商品等の購入等に利用できなくなり、YがXの損失の下、本件アカウント残高相当額を法律上の原因なく利得したとして、不当利得に基づき本件アカウント残高相当額の金銭の返還を請求するとともに遅延損害金の支払を求めた。

●——判旨

請求棄却

「原告は、本件各アカウントに本件ギフト券の登録を済ませているが、本件細則(筆者注:本件ギフト券に係る利用規約のこと)には本件ギフト券(ギフト券番号)の登録者をその権利者として確定させるという趣旨の条項は見当たらず、かえって、本件細則上、でフト券番号が盗取された場合をアマゾンの免責の問題として位置付けており、不正に入手された本券ギフト券について、アマゾンははての使用を拒絶することが可能である全趣を引きるとが可能であると認められることも考慮すると、本件ギフト券が本件各アカウントに登録されたことを

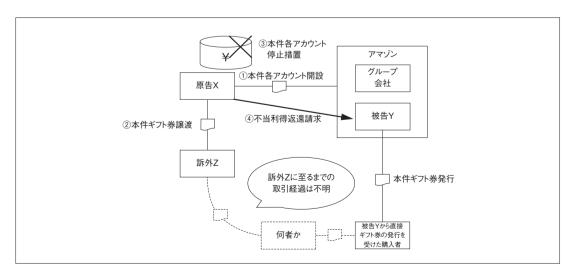
もって原告に実体法上の権利又は法的利益 (価値)が付与されると認めることも困難で ある。

したがって、原告は、本件ギフト券を本件各アカウントに登録しており、アカウント残高にその価値が表示されるに至ってはいたが、これは、原告が本件ギフト券に係る権利又は法的利益を有することを示すものではないから、原告が民法703条所定の損失を受けたと認められるには、当該権利等を承継したことが認められる必要がある。」とした上で、Yから本件ギフト券の発行を受けた購入者又はその指定を受けた受取人等から訴外Zに至るまでの取引経過が不明であるとして本件ギフト券に係る権利の承継を否定し、本件停止措置によりXの損失及びYの利得が生じたという原告の主張を排斥した。

その上で、本件判決は、本件ギフト券に関する権利関係の特殊性にかんがみ、念のためとした上で、法律上の原因について以下のとおり判示した。

「原告が本件商品の購入数量制限を免れる ために本件各アカウントを利用し、アカウン トの閉鎖により本件ギフト券が無効になることを明示した2度の警告をアマゾンから受けたにもかかわらず、10日足らずのうちに3度目の違反に及んだことからすれば、原告の購入数量制限違反は故意によるものであると認められ、本件各アカウントの利用を継続することが本件サイトにおけるアマゾンによる特価品の販売を円滑に進めるための妨げになるおそれが高いといわざるを得ず、アマゾンによる警告にも効果が認められなかったことに照らすと、本件各アカウントの閉鎖(永続的停止)もやむを得ないといわざるを得ない。

原告は、本件各アカウントの停止は、本件ギフト券の権利行使を妨げるべき理由には当たらない旨主張するが、本件細則では、本件ギフト券の使用は本件サイトのアカウントを通じて行うことが明示されており、本件ギフト券について、返品・返金や登録解除等が認められていないことに照らすと、本件各アカウントの停止が本件ギフト券の実質的な喪失を伴うことは、本件細則により了知することが可能であるというべきであるから、原告の主張は採用できない。



したがって、本件停止措置は、本件規約に 基づき、アマゾンに認められる本件サイトを 運営するための裁量の範囲内の行為として適 法であるというべきである。|

●——研究

1 はじめに一問題の所在と問題を取り巻く 状況

本判決は、そもそもXによる前払式支払手 段の取得が有効なものと認められず、Xには 有効な権利帰属が認められないため、当該前 払式支払手段の利用ができなくなったとして もXに損失は生じず、かつYの利得も存しな いとの判断がなされたものである。これに加 え、傍論において、利用者が保有する前払式 支払手段を、その発行契約とは別に作成した アカウントに登録した場合において、当該 アカウントの利用停止措置が講じられたことに より、登録した当該前払式支払手段の利用が できなくなったとしても、そのことによって 前払式支払手段発行者に生ずる利得につい ても着目すべきである。

2 利得及び損失に係る判示について

(1) 実体法上の権利帰属を主張するため の要件

本判決では、「本件ギフト券が本件各アカウントに登録されたことをもって原告に実体法上の権利又は法的利益(価値)が付与されると認めることも困難である。」としつつ、「原告が民法703条所定の損失を受けたと認められるには、当該権利等を承継したことが認められる必要がある。」との判示がなされている。これは、紛争発生時における前払式

支払手段に係る実体法上の権利又は法的利益 の帰属の有無を判断するに当たっての正確な 判示をしたものとして評価できる。

すなわち、紛争状態が生じていない平時の取引に関しては、原則として前払式支払手段の保有者はアカウントの残高を示しさえすれば、これにより、実体法上の権利又は法的利益を有効に保有していることが事実上推定され、その行使が認められる。しかしながら、これは、正当な前払式支払手段の保有者による通常の利用を円滑に実現する観点から前払式支払手段発行者が当該事実上の推定の効果を積極的に争わないことによって実務上採用されている運用であると解すべきであり、アカウント残高の表示に公信力が認められているものではない。

したがって、本件事案の様に前払式支払手 段に係る権利又は法的利益の存在を主張する 者への権利又は法的利益の帰属については、 式支払手段発行者が争う場合については、 たとえ前払式支払手段の残高が表示されている としても、権利又は法的利益の帰属を主張する者が当該前払式支払手段に係る権利又は法 的利益が自らに帰属していることを主張立証 する責任を負っているものと解すべきである。具体的には、前払式支払手段発行者から 前払式支払手段の発行を正当に受けたこと、 又は前払式支払手段発行者から前払式支払手 段の発行を正当に受けた者から、 当該前払式 支払手段に係る権利又は法的利益を承継取得 したことを主張立証する必要がある。

- (2) 承継取得の主張立証について
- (a) 前払式支払手段の法的性質論

本件事案においては、XはYから直接に前 払式支払手段の発行を受けた者ではないた

め、正当保有権者からの承継取得を主張立証 する必要がある。この点、前払式支払手段の 法的性質については、権利と捉えるか契約上 の地位と解するかについては争いが存する。 すなわち、前払式支払手段の保有者に帰属す る法的利益について、(前払式支払手段にお けるスキーム上の法律構成次第で内容に差分 は生じ得るものの、債務引受構成を採用して いるものを前提とすると、)決済対象となる 債権についての免責的債務引受を求める権利 として考えることも理論上はあり得る。しか しながら、前払式支払手段「自体は、それが 利用されるまでの間は、それ自体具体的な請 求権が現に発生しているわけではなく、所持 人が加盟店において取引代金債務を負担した 際に初めて具体的な免責請求権が発生するも のであって、証票 (筆者注:前払式支払手段 のこと) は、かかる法律上の地位が表章され ているにすぎない。」との見解(片岡義広・ 伊藤亜紀「前払式証票の消滅時効と発行保証 金の取戻しに関する一考察~金融庁における 一般法令解釈に係る書面照会を契機として ~」前証協ニュース38号6頁参照)も示され ている。このような理解による場合、前払式 支払手段の利用規約において設けられている 譲渡禁止(制限)特約は、確認規定として位 置づけられることとなる。

(b) 各説による場合の請求原因事実の整理 上記両説のいずれと解するかによって、そ の承継取得を主張立証するにあたっての請求 原因事実に差分が生ずるため、どちらに解す べきかは訴訟実務上、重要な問題となり得る。 仮に法的性質を債権と解した場合、前払式 支払手段の残高には原則として自由譲渡性が 認められることから(民法466条1項本文)、 Xとしては、正当保有権者から自らに至るま での譲渡の事実を主張立証しさえすれば足 り、これに対しYが抗弁として譲渡禁止特約 の存在を主張立証することとなる。その後、 Xから再抗弁として特約の存在についての善 意(民法466条2項ただし書)が主張された 場合(なお、Xは、Xを含み、Xに至るまで の全ての承継人の善意を主張立証する必要が あると解される。なおXにおいて前払式支払 手段の善意取得が認められるかについては消 極に解すべきと考える。すなわち、仮に善意 取得の余地を検討するとした場合、債権法改 正(民法の一部を改正する法律(平成29年 法等第44号)) 後の民法(以下、「改正民法 | という) の適用下で考えるとすれば、前払式 支払手段に同法520条の20を類推適用した上 で、同法520条の15の準用を考えることとな るが、同条が無記名証券の券面への信頼を保 護しようとしたものであることに照らすと、 同条の準用を認めたところで本件ギフト券の ようなサーバー型の前払式支払手段において は何に対する信頼を保護することになるのか が定かではなく、準用を認めることには、理 論上そもそもの疑義が生ずると考える)には、 YはXらについての悪意の主張をし、これを 否認するか、再々抗弁として当該特約の存在 についての悪意又は存在を知らなかったこと についての重大な過失の存在を主張立証すべ きこととなる (最一判昭48・7・19民集27巻 7号823頁)。なお、改正民法下においては譲 渡制限特約の対抗の可否の問題として処理さ れることとなるが、結論において差異は生じ ないと思われる(改正民法466条2項、3項)。 他方、法的性質を契約上の地位と解した場 合、その譲渡(移転)には、相手方当事者の

承諾が必要と解されることから(最一判昭 30・9・29民集9巻10号1472頁。なお、改正 民法539条の2)、Xが請求原因事実としてY による承諾の存在を主張立証することが必要 となる。

(c) 本判決の立場

本判決は、「被告から本件ギフト券の発行 を受けた購入者…から△△ (筆者注:訴外の 第三者であり、Xに本件ギフト券を譲渡した 者。事案の概要でいう、訴外Zのこと)に至 るまでの取引経過は不明であり、△△に本件 ギフト券に係る権利が承継されたと認めるに 足りない」との判示をしている部分があり、 文言に着目すると前払式支払手段を権利と捉 えているようにも解し得る。しかし、「本件 ギフト券が本件各アカウントに登録されたこ とをもって原告に実体法上の権利又は法的利 益(価値)が付与されていると認めることも 困難である。」との判示もしており、これら の言葉の用法のみから裁判所の見解が両説の いずれであるかは定かではない。本判決の事 案においてはそもそも本件ギフト券がXに譲 渡されるまでの取引経過が不明であることを 理由にXによる承継取得を否定しているもの であることから、必ずしも前払式支払手段の 法的性質に立ち入った判断までを行う意図ま ではなかったのではないかと思われる。

なお、本判決の事案においてXが本件ギフト券を購入するために金銭を支出したことを 損失と捉えることは可能と思われるが、この 場合、当該損失と因果関係を有するYの利得 の存在が認められないと思われ、そのような 構成による不当利得返還請求も困難であろう と思われる。

3 法律上の原因に係る判示ついて

(1) 本判決の分析

法律上の原因の有無は、Xに本件ギフト券についての実体法上の権利又は法的利益(価値)が帰属していると認められ、Xの損失及びYの利得が認められた場合に問題になるものであるが、本判決は「本件ギフト券に関する権利関係の特殊性にかんがみ、念のため」として法律上の原因の有無について判示した。

本判決では、①本件停止措置が本件の事情に照らせば本件サイト運営者による正当な権利行使であると認められることを前提に、②本件ギフト券の使用は本件サイトのアカウントを通じて行うことが明示されていたこと、及び本件ギフト券について返品・返金や登録解除等が認められていないことをギフト券規約中に明示していたこと(以下、両者合わせて「ギフト券利用制限条項」という)を理由として、本件停止措置により本件ギフト券の実質的な喪失を伴うことはXにおいて了知可能であったとしてXによる本件ギフト券の喪失及びその反射的効果としてのYにおける利得は法律上の原因を有するものとしている。

したがって、本件事案において、Yは、ギフト券規約とは別に設けられた本件サイト規約に基づき、Yのグループ会社が本件停止措置を講じたことにより、ギフト券規約中のギフト券利用制限条項に基づき利得を得たこととなる。

そこで、本判決では直接的には、ギフト券 規約上であらかじめ合意されていた内容に従った処理がなされた結果生じた利得であるこ とが法律上の原因を認める事実上の根拠となるものの、実質的には当該効果を生じさせる トリガーとなる本件サイト規約に基づく本件 停止措置の有効性が争点とされた。

(2) 本件停止措置について

(a) 本判決の判断

本判決は、本件停止措置が採られた経緯について原告が商品の購入数量制限を免れるために複数のアカウントを利用し、かつアカウントの閉鎖により本件ギフト券が無効となることを明示した2度の警告を行ったにもかかわらず10日足らずのうちに3度目の違反に及んだことから、購入数量制限違反行為を故意によるものと認めた上で、本件停止措置を、本件サイトを運営するための裁量の範囲内の行為として適法と評価したものである。

これは、本件停止措置の根拠となる本件サイト規約中の条項(以下「アカウント停止条項」という)、及びギフト券利用制限条項が消費者契約法上有効であることを前提としつつ、アカウント停止条項に基づく本件停止措置が信義則違反(民法1条2項)又は権利濫用(同条3項)に該当するかという一般法理の問題として位置づけた上で判断したものと解される。

(b) 条項自体の有効性について

アカウント停止条項については、違反行為 をした者に対する正当な権利行使を規定する ものであり、それ自体の有効性については特 段問題になるものではないと思われる。

他方、ギフト券利用制限条項については、 本件ギフト券の利用を禁止しつつ、返金も行 わないことを規定したものであり、事実上、 没収の効果を有し得ることから消費者契約法 10条により無効とならないかについて検討 の余地はあり得る。しかし、前払式支払手段 発行者の任意の判断により没収類似の効果を 発行させる旨の規定などでない限り、「民法 1条2項に規定する基本原則に反」する(消費者契約法10条)とまでは言えないと思われ、 条項自体の有効性を前提にした本判決の判断 は結論において適切であると思われる。

(c) 本件停止措置の有効性について

本判決は、①Xが損害発生についての予見可能性を有していたこと(損害発生の予見可能性)②Xが故意に本件サイト規約違反を犯したこと(故意の規約違反)、及び③本件停止措置が本件サイト運営者にとって特価品の販売を円滑に進めるために必要であること(事業遂行上の必要性)を挙げており、①及び②が本件停止措置の許容性、③が必要性を支えているものと解される。

基本的にこのような許容性と必要性を考慮 要素とした判断枠組みは是認されるものであ り、本判決の判断に異論はないが、前払式支 払手段の利用停止措置は、事業者に対してあ らかじめ支払い、保全されるはずの財産の利 用を制限する効果を有するものであるという 性質を考慮し、必要性及び許容性の認定には 一定程度の慎重さは求められるべきであると 考える。

この点、現在の金融実務においては、前払 式支払手段を詐取した犯人から当該前払式支 払手段を譲り受けた者に対しても、当該前払 式支払手段の利用停止措置を講ずべきことが 監督行政上求められるケースがある。このよ うな要請に対し、事業者としては利用規約中 に「当社が承認する方法以外の方法によって 前払式支払手段を入手した場合」を利用停止 措置を講ずることができる一場面として定め ること等によって対応することが考えられる が、当該条項に基づく停止措置を講ずる場合 に、利用者の主観(善意、悪意など)をどの 程度考慮する必要があるかについては、なお 議論の余地があり得るように思われる。

4 おわりに

キャッシュレス推進の政策を受けて、前払 式支払手段の利用が広く国民に普及する中 で、その財産権としての保護の在り方を考え る重要性は今後更に高まるものと思われる。 本判決を契機として、そのようなキャッシュ レス時代における利用者の正当な財産権保護 の在り方について、更なる議論の蓄積がなさ れることが期待される。

[参考判例・文献]

最一判昭48 · 7 · 19民集27卷7号823頁

最一判昭30・9・29民集9巻10号1472頁

片岡義広・伊藤亜紀「前払式証票の消滅時効と発行保証金の取戻しに関する一考察~金融庁における一般法 令解釈に係る書面照会を契機として~」前証協ニュース38号6頁